

軽自動車及び原動機付自転車等の
名義変更・抹消（廃車）の手続きはお早めに!!

軽自動車税（種別割）は、原付、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車などをその年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

※ 次の場合には、3月末までに必ず手続きをしてください。

なお、役場で手続きできるのは、特定小型原付、原動機付自転車及び小型特殊自動車のみです。

- ◆車両の廃車・売却・盗難など ⇒ 廃車届をしてください。（ナンバーも持参してください）
- ◆車両の贈与・相続・交換など ⇒ 名義変更届をしてください。
- ◆所有者が亡くなった場合 ⇒ 廃車届または名義変更届をしてください。
- ◆町外から転入された方 ⇒ 標識（ナンバー）を新しく登録してください。
(前住所地で使用していたナンバーを持参してください)
- ◆町外へ転出される方 ⇒ 標識（ナンバー）を添えて、廃車届をしてください。

!!上記の手続きが無い場合、課税されますのでご注意ください!!

車種により手続きを行う場所が異なります。詳細は下表をご覧ください。

種 別		手続きを行う場所	
特定小型原付		大崎町役場税務課 TEL 099-476-1111 (内線113・114・115)	
原動機付自転車	特定小型（電動キックボードなど）		
	新基準原付		
	50cc以下		
	50cc超 90cc以下		
	90cc超 125cc以下		
小型特殊自動車	ミニカー		
	農耕用（トラクターなど）		
その他用（タイヤショベルなど）			
小型二輪（250cc超）		鹿児島運輸支局 TEL 050-5540-2089	
軽二輪（125cc超 250cc以下）		鹿児島県軽自動車協会 TEL 099-261-4011	
軽自動車三輪			
軽自動車 四輪以上	乗用		
	自家用		
	貨物	営業用	
		自家用	
		営業用	



回覧

【軽自動車税に関するお知らせ】

原付一種に新たな区分基準が追加されました

令和7年11月20日より、新基準原付の販売が開始されております。

新基準原付とは

総排気量が50cc超125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下に抑えられたのもの。

ナンバー交付のお手続きには、車名と車台番号に加え、

- 「譲渡（販売）証明書」の型式認定番号 もしくは
- 「最高出力4.0kW以下であることの確認済書」又は
「最高出力確認結果の表示（シール）」

が必要になります。

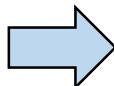
新基準原付をご購入された方は、ご用意の上お手続きをお願いいたします。

※交通ルールは今までの原付一種と同じです。

軽自動車税の環境性能割が廃止について

取得価格が50万円を超える車両の取得者に対して課税されていた「環境性能割」が
令和8年3月31日をもって廃止されることとなりました。

令和7年度（現行）
軽自動車税…種別割+環境性能割



令和8年度
軽自動車税…種別割

グリーン化特例の延長について

グリーン化特例とは

・・・燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）の税率を軽減する特例措置

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用
期限を2年延長されることとなりました。

お問い合わせ

大崎町役場 税務課 町民税係（軽自動車税担当）

T E L 099-476-1111（内線114）

【表面もご確認ください。】